



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4266 号 2018.3.18 発行

“わが子を産めない” 法律が奪った



NHKニュース 2018年3月16日
最近、「優生保護法」という、やや難しい名前の法律をニュースで耳にすることが多くなったと思いませんか？「優生保護法」は、知的障害などを理由に本人の同意がないまま、強制的に不妊手術を行うことを認めていた法律です。不妊手術を受けた女性がことし1月に初めて、国を相手取って裁判を起したのをきっかけに、いま、救済に向けた動きが急速に始まっています。子どもを産む

権利はなぜ奪われてしまったのか、当事者たちの訴えから救済に向けた課題を探っていきたいと思います。(社会部記者 斉藤隆行・福田和郎)

1万6000人が合法的に不妊手術を優生保護法ができたのは昭和23年、戦地からの大量の引き揚げ者や戦後の出産ブームによる人口増加を抑制することなどを目的に議員立法で作られました。

法律の条文には「不良な子孫の出生を防止する」と明記され、精神障害や知的障害、遺伝性の疾患などを理由に不妊手術や中絶を認めていました。当時は親の障害や疾患がそのまま子どもに遺伝すると考えられていたことがその背景にありました。

優生保護法のもとでは、本人の同意がなくても医師が不妊手術の必要性を診察し、各自治体に設けられた審査会が「適当」と判断すれば手術が行われました。さらに障害者の体の拘束や麻酔の使用、別の手術だとだまして手術を行うことまで認められていました。

厚生労働省によりますと昭和23年から平成8年までの半世紀余りの間に本人の同意なく強制的に不妊手術を受けさせられた人は全国でおよそ1万6000人にのぼるとされています。



声をあげ始めた当事者たち

これだけ多くの方が手術を受けたのにもかかわらず、この事実は広くは語られてきませんでした。しかし、ことしに入って事態は大きく動き始めます。

ことし1月に宮城県に住む知的障害のある60代の女性が不妊手術を強制され、基本的人権を踏みにじられたとして、国に損害賠償を求める裁判を起こしたのです。

優生保護法での強制不妊手術をめぐる裁判は全国で初めてでした。実はこの女性が裁判を起こすことができたのは、宮城県に女性が昭和47年に手術を受けたという記録が残っていたからでした。

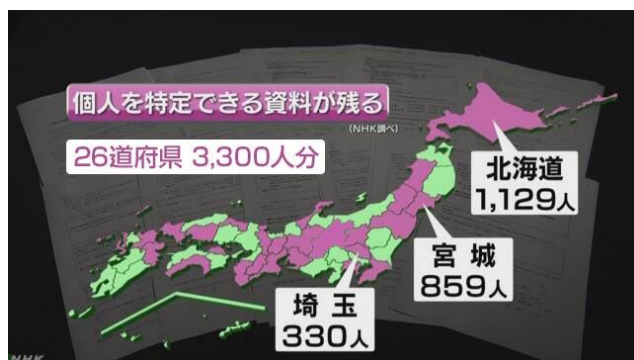
残存資料はわずか2割...

手術を裏付ける記録は、どこまで残されているのか？

私たちは2月中旬から3月にかけて全国47の都道府県と公文書館に優生保護法の不妊手術に関する資料が残っているかアンケート調査を行いました。

そこで浮かび上がってきたのが手術の実態把握が極めて難しい現実でした。

手術を受けたり手術の必要性が認められたりした人の名前など、個人が特定できる資料が残っていたのは、26の道府県で合わせて3300人分と全体のおよそ2割にとどまっていたのです。



最も多くの資料が残っていたのが、北海道で1129人、宮城県が859人、埼玉県が330人、千葉県が220人▽福島県が120人、大分県が101人などでした。

また、手術を受けた際の年齢が最も低かったのは、宮城県の9歳の女の子で、さらに未成年が926人にのぼっていることもわかってきました。

一方で、資料は残っていないと回答した自治体は東京都や大阪府など21の都府県にのぼります。強制不妊手術が最も多く実施されたのは、昭和30年代の始めごろ、今から60年以上前です。多くの資料が役所が定めた保管期間をすぎ、廃棄されたと見られています。

記録がない...女性の悲痛な訴え

「本当に死ぬような思いで苦しい思いでここまできました」



16歳の時に優生保護法のもとで不妊手術を受けさせられたという宮城県の70代の1人の女性が私たちの取材に応じました。

女性は手術の後、20代で結婚しましたが、子どもができないこともあって、引け目を感じて離婚。「優生保護法によって人生を台なしにされた」と悲痛な思いを私たちに吐露しました。この女性は、これまで手術記録の開示を宮城県に求めていましたが、「資料が存在していない」と繰り返し回答されてきました。女性は手術の記録がないため、裁判を起こせずにいたのです。



“記録がなくても認める”宮城県の英断

しかし、いま、止まったままになっていた女性の時間が動き始めています。宮城県の村井知事が、ことし2月、「公式の記録がなくても論拠があれば手術を受けたことを認める。裁判を起こしたならば手術を受けたか受けていないか争うことはない」と発言したのです。

宮城県は、この女性に手術を受けた痕があることや手術の必要性について判定した文書があること、それに一連の証言に矛盾がないことなどから、女性が不妊手術を受けたことを認定するとしました。

つまり、記録が残されていなくても手術を受けたことをうかがわせる客観的な証拠があれば、手術を受けたと認定すると判断したのです。

女性はいま、みずからの止まった針を動かすべく、提訴に向けて準備を進めています。これ以外に今、裁判を起こす動きは北海道や東京など各地で始まっています。



救済へ動き出した政治

当事者たちのこうした動きが広がる中、政治の場でも救済に向けて大きく動き始めています。

3月6日には、超党派の国会議員が議員連盟を発足させ、会長に自民党の尾辻・元厚生労働大臣が就任しました。さらに、3月13日、自民党と公明党の与党両党が作業チームを設けて、具体的な立法措置の検討を始めることを決めました。

記者会見で公明党の石田政務調査会長は、「記録が残っている人と残っていない人がいるので、現時点ではいつまでにとすることは申し上げられないが、いつまでもやっていいという問題ではない」と述べ、検討を急ぐ考えを示しました。

優生保護法がもともと超党派の議員立法で作られたことを考えれば、政権与党がこの問題に本腰を入れ始めたことは救済に向けて大きな意味を持つと言えます。



“1人も漏れない救済の仕組みを”

今後、望まれることは、国による謝罪と補償の仕組みを早急に作ることです。

海外では同じように強制的な不妊手術が行われていたドイツやスウェーデンでもすでに当事者に謝罪と補償を行っています。

今回、私たちの調査で手術記録などが残っていることがわかったのは、およそ1万6000人のうち、わずか2割

にすぎません。

しかし、行政が記録を廃棄したのに手術を受けたことを直接証明できる記録がないことを理由に救済の網から漏れるようなことは絶対にあってはならないと専門家は指摘します。優生保護法の歴史に詳しい東京大学大学院の市野川容孝教授は「裁判は時間もコストもかかるので、国会の判断で救済のための法律を作り、被害者の名誉回復と補償をすべきで、国は責任を持って記録の保全と集約、整理をして国会に提供すべきだと思う。手術を受けた人たちはかつて社会から“不良な子孫”というレッテルを貼られたわけなのでもう一度、法によって尊厳を回復することが大事だ」と述べ、幅広い救済の必要性を強調しています。今回、宮城県が示したように例え記録がなくても客観的な証拠によって手術を受けたと認

める考えは大きな前例になると思います。

いま私たちに何より求められているのは、国家が合法的に不妊手術を強いていた負の歴史に真摯（しんし）に向き合い、目を背けないことです。そして、1人も漏れることのない救済の仕組みを国の責任で早急に作ることを、多くの人たちが待ち望んでいることを忘れてはならないと思います。

障害の姉を放置死 懲役5年6月判決 群馬 産経新聞 2018年3月17日

安中市で昨年2月、介護が必要な知的障害のある姉＝当時（50）＝を妹夫婦が放置し死亡させた事件で、保護責任者遺棄致死の罪に問われた、いずれも同市の無職、佐藤正夫（31）と妻の恵美（32）の両被告の裁判員裁判の判決公判が16日、前橋地裁で開かれ、国井恒志裁判長は懲役5年6月（求刑懲役7年）を言い渡した。

国井裁判長は判決理由で、両被告は障害者年金目当てで、恵美被告の姉の萩原里美さんを引き取り、年金を自分たちの生活費や遊興費に使い果たしたと指摘。「被害者の福祉を軽視した極めて自己中心的なもので、強い非難に値する」とした。

優生手術、聴覚障害者の被害把握 当事者団体、初の全国調査へ

福井新聞 2018年3月17日

旧優生保護法（1948～96年）下で障害などを理由にした不妊手術が繰り返された問題で、「全日本ろうあ連盟」（東京）が月内に、強制などの被害実態を把握するため、聴覚障害がある人を対象とする初の全国調査に乗り出すことが17日、分かった。旧法下で結婚した高齢の夫婦らに直接会う方式での実施を予定している。

政府はこれまでの方針を転換し、都道府県の協力を得て実態調査を行う方針を決めたが、連盟は、より多くの救済につなげるために独自調査が必要だと判断した。「救済に向けた動きが出始める中、被害を訴えたい人が取り残されないようにしたい」としている。

県が国に要望 強制不妊手術「一元的な対応を」 信濃毎日新聞 2018年3月17日

旧優生保護法（1948～96年）下で知的・精神障害者らへの強制不妊手術が繰り返されていた問題を巡り、県は16日、国が一元的な対応を図るよう厚生労働省に要望した。阿部守一知事は同日の記者会見で、当事者の救済に向けた立法措置も視野に「国が責任を持って対応してほしい」と述べた。

県内での強制不妊手術はこれまで、50～79年に計474件実施されていたことが県衛生年報の集計で判明したほか、県が確認した別の資料から、82年に当時30代だった女性が強制不妊手術を受けたとみられることが、個人名とともに明らかになっている。

知事は会見で、こうした強制手術について「今日的な観点からは問題があったと認識している」と説明。県として関係資料を探しつつも、「保管年限などが過ぎたこともあり、ほとんどが散逸しているのが実情だ」と説明した。

その上で、「今後、国が仮に救済措置を講じる場合、（都道府県ごとに）違う基準で対応することは、手術を受けた方にとって場合によっては不利益になってしまう可能性も出てくる」と指摘。国が必要な対応を早期に検討するよう求めるとともに、「国が対応を考える過程で意見を求められれば、当事者の立場に立って申し上げていく」とした。

性的少数者の高校生「自傷を経験」3割 1万人調査 二階堂友紀

朝日新聞 2018年3月17日

性的少数者の生徒の5割が周囲の偏見を感じており、3割は自分を傷つけた経験がある

—。三重県男女共同参画センターの高校生1万人調査で、そんな実態が分かった。公的機関による大規模な調査は異例。

同センターと日高庸晴・宝塚大教授が昨年10～12月、三重県立の高校生約1万人を対象に共同で実施した。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーのいわゆるLGBTは計281人で、全体の3%。自分は男・女のいずれかではないと感じているXジェンダー(508人)、性的指向や性自認を定めていないクエスチョニング(214人)も含めた性的少数者層は1003人と全体の10%に上り、学校現場での対応の必要性が裏づけられた。

「周りの人の多くは性的少数者に偏見を持っていると思う」と回答したのは、性的少数者層の当事者の48%に上った。当事者のうち「学校には安心できる場所がある」は37%、「幸せだ」は42%、「いざという時に力になってくれる友人や先生がいる」は47%。いずれも非当事者を約20ポイント下回り、孤立感も浮かんだ。

平昌はロボットだらけ 掃除にガイド、でも障害者対応は 朝日新聞 2018年3月17日 大きな画面を備えたガイドロボット=韓国・平昌

平昌パラリンピックでは、ロボットをあちこちで見かける。

メディアセンターではお掃除ロボットが動き回り、飲み物を運んでくれるロボットもいる。アイスホッケーの会場入り口にいたのはガイドロボット。英語、日本語、中国語に対応し、競



技日程や観光

情報を教えてくれた。公式ショップには魚のロボット。水槽の中で口をパクパクさせながらなめらかに動く。

平昌大会は情報通信技術の活用をうたう。高速データ通信を可能とする第5世代の移動通信システムの実証実験が行われ、空港や会場の最寄り駅にはVR(仮想現実)で競技を体験するコーナーも設けられている。韓国の技術を世界に紹介する場と捉えているという。

ただ、障害のある選手や観客の助けになるようなロボットは見かけなかった。席がわからず戸惑う人や、移動のサポートを求める人に力を貸してくれたら—。

2年後の東京大会は「史上最もイノベーティブ(革新的)な大会」を掲げる。最先端技術が、おもてなしだけでなく、共生社会につながる活躍を



してほしいと思う。(西村奈緒美)



枝幸インフルエンザ集団感染 隔離部屋用意できず 高齢者受け皿でほぼ満床

北海道新聞 2018年3月18日

【枝幸】町国保病院(白井信正院長、全83床)で入院患者と職員計31人がインフルエンザに感染し、うち患者4人が死亡した問題で、病院は「(感染拡大防止に有効な)隔離

のための部屋を用意できなかった」と明らかにした。長期入院する地域の高齢者の受け皿となっており、ほとんどの病床が埋まっていた。同病院は、再発防止には在宅医療の推進を含めた幅広い議論が必要としている。



面会制限が続く枝幸町国保病院の2階病棟＝16日
行政巻き込んだ対策急務

同病院では2階病棟で5日以降、入院患者の感染が拡大。医師らでつくる感染防止対策委員会は6日、面会制限や2階病棟への立ち入り禁止を決定したが、9日から16日にかけて、複数の部屋に入院していた4人が死亡した。



感染が明らかになった後も、病院は感染者を隔離しなかった。白井院長らは北海道新聞の取材に対し、病床83床のうち78床が埋まっていたため、隔離のための部屋を確保することは「ほとんど不可能だった」と、その理由を説明する。

■枝幸町国保病院 インフルエンザ集団感染の経緯

- 3月5日 患者6人が感染
- 6日 患者5人が感染
医師らによる感染防止対策委員会が面会制限や2階病棟の立ち入り禁止、患者の病室内での隔離措置
- 7日 職員1人が感染、患者3人が感染
- 8日 職員1人感染、患者3人感染
白井信正院長と田代直彦副院長が追加策を協議、感染患者と同室の患者に抗インフルエンザ剤投与
- 9日 81歳女性が死亡（死因と無関係）
- 10日 92歳女性が死亡
- 13日 100歳男性が死亡。感染者は累計で入院患者23人、職員8人に
- 14日 この日以降新たな感染者なし
- 16日 92歳女性が死亡
稚内保健所が立ち入り調査を実施

後期高齢者医療制度を巡る経過

- 2006年6月 ▶ 医療制度改革関連法が成立
- 08年4月 ▶ 後期高齢者医療制度スタート。保険料の特例軽減措置を設けたが、誤徴収や保険証遅配などで混乱
- 09年9月 ▶ 政権交代。旧民主党の長妻昭厚労相(当時)が「廃止」を宣言
- 10年12月 ▶ 厚労省の有識者会議が制度改革案。後期医療制度の廃止を盛り込んだが、その後も法案化に至らず
- 12年12月 ▶ 自公政権が復活
- 16年12月 ▶ 保険料特例軽減の縮小、廃止を決定

36道府県で保険料アップ 75歳以上の医療、4月から 北海道新聞 2018年3月18日

75歳以上の人加入する後期高齢者医療制度で、2年ぶりに見直される4月からの保険料の1人当たり平均額が、36道府県で現在より上がる見通しであることが17日、共同通信の集計で分かった。最高では年間5千円近く上昇する。比較的所得の低い人や、74歳まで会社員や公務員の扶養家族だった人向けの特例的な軽減措置が廃止、縮小されることが主な要因。下がるのは11都府県にとどまる。

介護保険料も多くの自治体で引き上げられる見込み。年金額は据え置かれるため、多くの高齢者世帯の家計は圧迫されることになりそうだ。

上昇する率と額が最も大きいのは福井県で

8・9%、年4904円。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法と関連法の改正案が、国会に提出された。上川陽子法相は「若年者の積極的な社会参加を促し、自覚を高める政策の一環」と説明した。

18歳を成人とするのは、世界の主流だ。ただ社会経験が少ないため、悪質商法のトラブルに巻き込まれる懸念が残る。十分な消費者教育が欠かせない。

成人年齢が20歳と定められたのは、1876（明治9）年の太政官（だじょうかん）布告だ。2022年4月の変更を予定しており、140年ぶりの変更となる。

引き下げで18、19歳も親の同意が必要だったローン契約を自分の意思で結べ、働いている若者にとっては実生活でメリットがある。

一方で未成年を理由に契約を取り消すことができず、トラブルに巻き込まれるなどのデメリットも生じる可能性がある。

国民生活センターに寄せられる消費者被害の相談は、18、19歳に比べて20～22歳の件数が多くなる。親の同意がなければ契約の取り消しが可能な未成年者より、20歳以上は狙われやすいためとみられている。

今後18、19歳が新たなターゲットになる恐れがあり、政府は、デート商法など一部の悪質な契約を取り消せる消費者契約法の改正案を出している。だが対象が限定的など課題も多い。

消費者教育の強化に向け、文部科学省は高校の新しい学習指導要領で内容を充実させる。多忙な学校現場で、消費者教育の時間増ができるのか、難しいやりくりが迫られる。

成人年齢の変更は他の法律にも関連する。飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルができる年齢は引き続き20歳のままだ。開始年齢が早いほど健康への影響が大きくなり、非行への引き金になるとの心配が強かったためだ。線引きが違うのも実情に応じた判断といえる。

少年法については法制審議会で議論が続いている。現在、未成年は家裁に送られ少年院送致などとなるが、適用年齢が18歳未満に引き下げられれば、大人と同じ刑罰の対象にされる。「犯罪抑止」を重視する意見に対して、「教育の機会が失われ再犯の傾向が強まる」との指摘があり、慎重な検討が必要だ。

社説：18歳成人 自立の環境整備が先決 北海道新聞 2018年3月18日

「大人」として受け入れる環境を整えるのが先決ではないか。政府は、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の改正案を国会に提出した。2022年の施行を目指している。18歳になった選挙権年齢にそろえ、併せて若年層の積極的な社会参加を促すためという。

少子高齢化が進み、社会的にも経済的にも若者の活力に期待が集まるのは分かる。

だが、自立を支援する仕組みは万全とは言い難い。契約社会の中で若い消費者を保護する対策も十分ではない。

引き下げありきでは将来に禍根を残す。国会では拙速を避け、慎重に議論する必要がある。

景気が上向き、学生の就職は売り手市場と言われる。

半面、ブラック企業やワーキング・プア、雇用と求職のミスマッチなど若者を取り巻くさまざまな不安は解消されていない。

政府がまず取り組むべきは、就労支援をはじめ、若年層の自立を支える環境の整備である。

たとえば、既に18歳成人に移行している英国では、若者の仕事選びから人との付き合い方、住宅探しに至るまで専門家が包括的に支援する制度が行き渡っている。

日本でも厚生労働省が主導する地域若者サポートステーションが一定の効果を上げているが、施設や人材が足りず、多様な相談に応じきれていない面もあるようだ。一層の拡充

を求めたい。

消費者被害の拡大も懸念されている。

18、19歳が成人に位置付けられると、親の同意がない未成年者の契約を白紙に戻せる民法の未成年者取消権が失われるからだ。

政府は消費者契約法を改正して保護するというが、規制の対象はデパート商法などに限られている。高額な商品売りつけられるといったリスクは拭えない。

若者は社会経験が乏しく、警戒感も薄くなりがちだ。18歳成人になったとしても未成年者取消権と同様の権利を認めるべきだ。

政府が飲酒や喫煙、公営ギャンブルについて20歳未満禁止を維持したのは当然である。

一方、法制審議会では少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満とする是非が議論されているが、引き下げには強く反対する。

少年は罪を犯しても更生できる可能性が高い。だからこそ、現行は20歳未満について刑罰より矯正教育や保護を重視している。法の理念を忘れてはなるまい。

【主張】民法改正案 大人への線引きを揃えよ

産経新聞 2018年3月18日

政府は成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案を閣議決定し、国会に提出した。4年後の施行を目指す。

上川陽子法相は法案の意義について「少子高齢化が急速に進むわが国において、若年者の積極的な社会参加を促し、その自覚を高めるという政策の一環」と述べた。

その趣旨に賛同する。

一方で、少年法の対象年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる改正案については、法相の諮問機関、法制審議会で検討が続いている。「更生機会が奪われる」などとする反対論も根強い。

平成28年6月に施行された改正公選法は、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ、付則に「少年法と民法について必要な法制上の措置を講じる」と明記していた。3法はいわば、大人と少年を区分するものだ。その線引きは、揃（そろ）っていることが望ましい。少年法の改正も民法と同じ時期の施行を目指すべきである。

民法の改正により、18、19歳にはさまざまな国家資格、免許の取得や、ローン契約を結ぶことができ、クレジットカードを所持できるなどの権利が広がる。

これまでは20歳未満の結婚に必要な「親の同意」も不要となる。飲酒、喫煙、公営ギャンブルについては従来通り、20歳未満は禁止のままとなる。

選挙権が与えられ、民法上も大人と定義される以上、社会に対する応分の責任を負い、自覚を促すべきではないか。

少年法はこれまでも、刑事処罰年齢や少年院送致の下限年齢を引き下げるなどの改正を繰り返してきた。だが、微調整による厳罰化には限界がある。

しかも少年法は17歳以下の死刑を禁じる一方で、年長少年と位置づける18、19歳には、これを禁じていない。昨年12月には、千葉県市川市で一家4人を殺害し、強盗殺人などの罪で死刑が確定した犯行当時19歳の死刑囚の死刑が執行された。

究極の刑罰である死刑を選択できること自体、更生を目的とする少年法の趣旨と矛盾しているのではないか。

この際、対象年齢の引き下げで少年法の矛盾を解消すべきである。更生可能性の追求は、年齢の区切りに頼るよりも運用や処遇で対処できるはずだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

